

独立行政法人国立健康・栄養研究所の事務・事業の見直し案の概要

第1 事務及び事業の見直し

1 調査研究の重点化等

健栄研が実施する調査研究については、国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に重点化する。また、民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除するとともに、他の研究機関との連携の在り方を検討するものとする。

また、調査研究の実施に当たっては、例えば、研究資金の2分の1以上を競争的研究資金によって獲得するなど目標を設定し、計画的な競争的研究資金の獲得、民間企業からの受託研究の増加等による自己収入の拡大に努めるものとする。

さらに、国際協力・産学連携等の対外的な業務については、政府関係部局との連携を強め、業務の効率化を図るものとする。

2 特別用途食品の表示許可試験及び収去試験に係る役割分担の見直し

特別用途食品の表示許可試験及び収去試験については、積極的に登録試験機関の活用を図るものとし、健栄研はこれら検査方法の標準化、検査精度の維持・管理に一層重点的に取り組むものとする。

これを踏まえ、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入に伴う要員の見直しを図るものとする。

3 特別用途食品の表示許可試験手数料

特別用途食品の表示許可試験の手数料については、分析試験の内容に関わらず、一律となっていることから、登録試験機関の実態を調査し、分析試験の内容に応じた額とすることを含め検討した上で、手数料を見直すものとする。

4 栄養情報担当者(NR)認定制度の廃止

栄養情報担当者(NR)認定制度については、健栄研が本制度を行う必要性を検討した結果、既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、第三者機関への業務移管との結論に達したため、健栄研の業務としては廃止するものとし、それに伴う要員の合理化を図るものとする。

第2 組織面の見直し

健栄研と(独)医薬基盤研究所及び(独)労働安全衛生総合研究所との統合に関しては、具体的な研究成果の発揮、効率的・効果的な業務運営の確保、ひいては国民への成果の還元等、「勧告の方向性」において指摘された観点から、具体的なメリット及びデメリットを検討した上で、組織の最終的な在り方について結論を得るものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- | | | |
|-------------|--------------|-------------|
| 1 効率化目標の設定等 | 2 給与水準の適正化等 | 3 契約の点検・見直し |
| 4 保有資産の見直し等 | 5 内部統制の充実・強化 | 6 その他 |